

学者ら74人の「戦後70年総理談話について」声明全文

学者ら74人が署名し「戦後70年総理談話について」の題で17日に発表した共同声明の全文は、本ホームページに7月27日付けにも掲載済みです。

以下、「日本が過ち、潔く認めるべきだ」学者ら74人が声明

この夏、安倍晋三総理大臣が戦後70年に際して発表すると報道されている談話について、日本国内でも海外でも強い関心が寄せられております。

下記に名を連ねる私共国際法学、歴史学、国際政治学の学徒は、日本国の一員として、また世界に共通する法と歴史と政治の問題を学問の対象とする者として、この談話にかかわる諸問題について多年研究に携わってまいりました。

私共の間には、学問的立場と政治的信条において、相違があります。しかしながら、そのような相違を超えて、私共は下記の点において考えを同じくするものであり、それを日本国民の皆様と国政を司る方々に伝え、また関係する諸外国の方々にも知って頂くことは、専門家の社会的責任であると考えに至りました。ここに以下の所見を明らかにする次第です。

(1) 戦後70年という節目に表明される総理談話は、なによりもまず、大多数の国民が飢餓に苦しみ、多くの都市が灰燼に帰していた1945年の日本から、今日の平和で豊かな日本を築き上げた先人達の努力に対して深甚な感謝の意を捧げ、そうした日本を誤りなく次の世代に引き渡して行くという国政の最高責任者の意志を日本国民に示すものでありべきであります。このことは、戦後50年、60年たると70年たるとを問わない、先世代と将来世代の国民に対する現世代の国民の責任であり、この点広く社会の合意があるものと考えます。

(2) また、こうした戦後日本の復興と繁栄は日本国民の努力のみによるものでなく、講和と国交正常化に際して賠償を放棄するなど、戦後日本の再出発のために寛大な態度を示し、その後も日本の安全と経済的繁栄をさまざまな形で支え、助けてくれた諸外国の日本への理解と期待、そして支援によるものでもありました。このことは、さまざまな研究を通して今日よく知られております。こうした海外の諸国民への深い感謝の気持ちもまた示されるべきものと考えます。

(3) さらに、戦後の復興と繁栄をもたらした日本国民の一貫した努力は、台湾、朝鮮の植民地化に加えて、1931-45年の戦争が大きな誤りであり、この戦争によって三百万人以上の日本国民とそれに数倍する中国その他の諸外国国民の犠牲を出したことへの痛切な反省に基づき、そうした過ちを二度と犯さないという決意に基づくものであります。戦争で犠牲となった人々への強い贖罪感と悔恨の念が、戦後日本の平和と経済発展を支えた原動力だったのです。戦後70年、80年、90年と時が経てば、こうした思いが薄れていくことはやむを得ないことかもしれません。しかしながら、実にこの思いこそ、戦後の日本の平和と繁栄を支えた原点、文字どおりの初心であり、決して忘れ去られてはならないものでありましょう。

(4) このことは、戦後50年の村山談話に含まれ、戦後60年の小泉談話でも継承された「侵略」や「植民地支配」への「痛切な反省」、「心からのお詫び」などの言葉を継承すべきか否かという、世上論じられている点にかかわります。ある特定の言葉を用いるか否かで総理の談話の善し悪しを論ずべきものでなく、ましてや「村山談話」という特定の総理談話の個々の言葉を継承するか否かがその後の総理談話の質を決する基準でない、というのは多くの専門家、そしてなにより多くの国民が同意するところかもしれません。しかし、いかなる言葉で語られるかは、それが国際的にも大きな影響をもつ責任ある文書を評価する上で、どの国でもどの時代でもきわめて重要な基準です。政治を司る者は、こうした言葉の枢要性を誰よりも深く考える責務を負っているはずで、このことは、歴史と法と政治を研究してきた私共が、日本の為政者に対して特に強く申し上げたいところです。

(5) 言葉の問題を含めて、「村山談話」や「小泉談話」を「安倍談話」がいかに継承するかは、これまでの総理自身の言動も原因となって、内外で広く論ぜられ、政治争点化しております。このことは、国内もさることながら、中国、韓国、米国などを含む、日本と密接な関係をもつ国々で広く観察される現象です。こうした状況の下では「安倍談話」において「村山談話」や「小泉談話」を構成する重要な言葉が採用されなかった場合、その点にもつぱら国際的な注目が集まり、総理の談話それ自体が否定的な評価を受ける可能性が高いだけでなく、これまで首相や官房長官が談話を通じて強調してきた過去への反省についてまで関係諸国に誤解と不信が生まれるのではないかと危惧いたします。安倍総理がしばしば強調される「村山談話」や「小泉談話」を「全体として継承する」ということの意味を、具体的な言語表現によって明らかにされるよう、強く要望するものです。

(6) 以上に述べたことは、戦後70年談話が閣議決定を経ない「総理大臣の談話」であっても変わりはありません。日本の内外において総理大臣は国政の最高責任者として日本を代表する立場にあり、閣議決定の有無といった問題は、一般国民にとって、ましてや海外の諸国民にとって、ほとんど意識されることはありません。肝心なのは談話の中身です。70年談話がその「言葉」ゆえに国際社会で否定的に受け取られ、その結果、過去と現在と将来の日本国民全体が不名誉な立場に置かれ、現在と将来の日本国民が大きな不利益を被ることのないよう、安倍総理が「談話」で用いられる「言葉」について考え抜かれた賢明な途をとられることを切に望むものです。

(7) 日本が1931年から45年までに遂行した戦争が国際法上違法な侵略戦争であったと認めることは、日本国民にとって辛いことでもあります。その時代、先人達は、現世代を含む他のどの時代の日本国民よりも厳しい試練に直面し、甚大な犠牲を被りました。そうした先人の行為が誤っていたということは、後生のわたしたちが軽々しく断ずべきことではないかもしれません。しかしながら、日本が侵略されたわけではなく、日本が中国や東南アジア、真珠湾を攻撃し、三百万余の国民を犠牲とし、その数倍に及ぶ諸国の国民を死に至らしめた戦争がこの上ない過誤であったことは、残念ながら否定しようがありません。そしてまた、日本が台湾や朝鮮を植民地として統治したことは、紛れもない事実です。歴史においてどの国も過ちを犯すものであり、日本もまたこの時期過ちを犯したことは深く認めるべきであります。そうした潔さこそ、国際社会において日本が道義的に評価され、わたしたち日本国民がむしろ誇りとすべき態度であると考えます。

(8) この点に関連して、安倍総理を含む歴代の総理は、侵略の定義は定まっていないという趣旨の国会答弁などを行っておりますが、これは学問的には必ずしも正しい解釈とは

思われません。なによりもそうした発言は、日本が1931年から遂行した戦争が国際法上違法な侵略戦争であったという、国際社会で確立した評価を否定しようとしているのではないかとの疑念を生じさせるものであり、日本に大きな不利益をもたらすものと考えます。

20世紀前半の国際社会は、第一次大戦の甚大な惨禍を経験して、戦争を違法化する努力を重ねて来ました。1928年の不戦条約はその代表であり、日本も締約国であった同条約は自衛以外の戦争を明確に禁止しておりました。1931年に始まる満州事変が1928年の張作霖爆殺事件以来の関東軍の陰謀によって引き起こされたものであったことは、歴史学上明らかにされております。当時の日本政府はこれを自衛権の行使と主張しましたが、国際連盟はその主張を受け入れませんでした。その後の日中戦争、太平洋戦争を含めた1931-45年の戦争が名目の如何と関係なく、その実質において日本による違法な侵略戦争であったことは、国際法上も歴史学上も国際的に評価が定着しております。

戦後国際社会は一貫してこうした認識を維持してきたのであり、これを否定することは、中国・韓国のみならず、米国を含む圧倒的多数の国々に共通する認識を否定することになります。戦後70年にわたって日本国民が営々と築き上げた日本の高い国際的評価を、日本が遂行したかつての戦争の不正かつ違法な性格をあいまいにすることによって無にすることがあってはならない。これが専門研究者としての私共の考えであり、同時に多くの日本国民が共有する考えでもであると確信しております。

1924年、神戸で行われた有名な大アジア主義演説において、孫文は日本が西洋覇道の鷹犬となるか東洋王道の干城となるか、と日本の国民に問いかけました。私共は西洋を覇道と結び付け、東洋を王道と結び付ける孫文の見解を必ずしもそのまま受け入れるものではありませんが、中国が欧米列強と日本によって半ば植民地の状態にされていた当時の状況下において、この問いかけはまことに正鵠を得たものであったと考えます。残念ながら日本は覇道の道を歩み、その結果ほとんど国を滅ぼすに至りました。

戦後日本はこのことを深い教訓として胸に刻み、世界に誇りうる平和と繁栄の道を歩んで参りました。日本が将来にわたってこの王道を歩み続け、戦後築き上げた平和で経済的に繁栄し安全な社会をさらに磨きあげ、他の国への経済・技術・文化協力を通してそれを分かち合い、国民が誇り得る世界の範たる国であり続けて欲しいと願わずにはられません。私共は、歴史、国際法、国際政治の研究に携わる学徒として、いやなによりも日本国の一員として、そう考えます。

総理が、戦前と戦後の日本の歴史に対する世界の評価に深く思いを致し、現在と将来の日本国民が世界のどこでもそして誰に対しても胸を張って「これが日本の総理大臣の談話である」と引用することができる、そうした談話を発して下さることを願ってやみません。

2015年7月17日

◇

共同声明文による賛同人一覧は以下の通り。(敬称略)

代表

大沼保昭 (明治大特任教授 国際法) 三谷太一郎 (東京大名譽教授 日本政治外交史)
吾郷真一 (立命館大特別招聘教授 国際法) 浅田正彦 (京都大教授 国際法)
浅野豊美 (早稲田大教授 日本政治外交史) 阿部浩己 (神奈川大教授 国際法)
天児慧 (早稲田大教授 現代中国論) 粟屋憲太郎 (立教大名譽教授 日本近現代史)
石井寛治 (東京大名譽教授 日本経済史) 石田淳 (東京大教授 国際政治)
石田憲 (千葉大教授 国際政治史) 位田隆一 (同志社大特別客員教授 国際法)
入江昭 (ハーバード大名譽教授 アメリカ外交史)
内海愛子 (恵泉女学園大名譽教授 日本・アジア関係論)
遠藤誠治 (成蹊大教授 国際政治) 緒方貞子 (元国連難民高等弁務官 国際関係史)
小此木政夫 (慶応大名譽教授 韓国・朝鮮政治) 小畑郁 (名古屋大教授 国際法)
加藤陽子 (東京大教授 日本近代史) 吉川元 (広島平和研究所教授 国際政治)
木畑洋一 (成城大教授 国際関係史) 木宮正史 (東京大教授 国際政治)
倉沢愛子 (慶応大名譽教授 東南アジア史) 黒沢文貴 (東京女子大教授 日本近代史)
黒沢満 (大阪女学院大教授 国際法) 香西茂 (京都大名譽教授 国際法)
小菅信子 (山梨学院大教授 近現代史)
後藤乾一 (早稲田大名譽教授 東南アジア近現代史)
斎藤民徒 (金城学院大教授 国際法) 佐藤哲夫 (一橋大教授 国際法)
篠原初枝 (早稲田大教授 国際関係史)
申恵丰 (青山学院大教授 国際法) 杉原高嶺 (京都大名譽教授 国際法)
杉山伸也 (慶応大名譽教授 日本経済史) 添谷芳秀 (慶応大教授 国際政治)
高原明生 (東京大教授 国際政治) 田中孝彦 (早稲田大教授 国際関係史)
田中宏 (一橋大名譽教授 日本社会論) 外村大 (東京大教授 日本近現代史)
豊田哲也 (国際教養大准教授 国際法) 中北浩爾 (一橋大教授 日本政治外交史)
中島岳志 (北海道大准教授 政治学) 中谷和弘 (東京大教授 国際法)
中見立夫 (東京外語大教授 東アジア国際関係史)
中見真理 (清泉女子大教授 国際関係思想史)
納家政嗣 (上智大特任教授 国際政治) 西海真樹 (中央大教授 国際法)
西崎文子 (東京大教授 アメリカ政治外交史)
野村浩一 (立教大名譽教授 中国近現代史)
波多野澄雄 (筑波大名譽教授 日本政治外交史)
初瀬龍平 (京都女子大客員教授 国際政治) 原朗 (東京大名譽教授 日本経済史)
原彬久 (東京国際大名譽教授 国際政治) 半藤一利 (現代史家)
平野健一郎 (早稲田大名譽教授 東アジア国際関係史)
広瀬和子 (上智大名譽教授 国際法) 藤原帰一 (東京大教授 国際政治)
保坂正康 (現代史家) 松井芳郎 (名古屋大名譽教授 国際法)
松浦正孝 (立教大教授 日本政治外交史) 松尾文夫 (現代史家)
松本三之介 (東京大名譽教授 日本政治思想史) 真山全 (大阪大教授 国際法)
三谷博 (東京大名譽教授 日本近代史) 宮野洋一 (中央大教授 国際法)
毛里和子 (早稲田大名譽教授 中国政治) 最上敏樹 (早稲田大教授 国際法)
森山茂徳 (首都大学東京名誉教授 近代日韓関係史)
山影進 (青山学院大教授 国際関係論) 山形英郎 (名古屋大教授 国際法)
山室信一 (京都大教授 近代法政思想史)
油井大三郎 (東京女子大特任教授 日米関係史)
吉田裕 (一橋大教授 日本近現代史) 和田春樹 (東京大名譽教授 歴史学)

国際聯盟規約

署名 1919年6月28日（ベルサイユ）

発効 1920年1月10日

解散 1946年4月19日

締約国は戦争に訴えざるの義務を受諾し、各国間における公明正大なる関係を規律し、各国政府間の行為を律する現実の基準として国際法の原則を確立し、組織ある人民の相互の交渉において正義を保持し且つ厳に一切の条約上の義務を尊重し、以って国際協力を促進し、且つ各国間の平和安寧を完成せむがため、ここに国際聯盟規約を協定す。

第1条【加入と脱退】

- 1 本規約付属書列記の署名国及留保なくして本規定に加盟するその該付属書列記のその余諸国を以って、国際聯盟の現聯盟国とす。右加盟は、本規約実施後二月以内に宣言書を聯盟事務局に寄託して之を為すべし。右に関しては、一切の他の聯盟国に通告すべきものとす。
- 2 付属書に列記せざる国、領地又は植民地にして完全なる自治を有するものは、その加入につき、聯盟総会三分の二の同意を得るにおいては、総て聯盟国となることを得。但し、その国際義務遵守の誠意あることにつき有効なる保障を与え、且つその陸海及び空軍の兵力その他の軍備に関し連盟の定むることあるべき準則を受諾することを要す。
- 3 聯盟国は、二年の予告を以って連盟を脱退することを得。但し脱退の時までにその一切の国際上及本規約上の義務は履行せられたることを要す。

第2条【機関】

本規約による聯盟の行動は、聯盟総会及び聯盟理事会並びに付属の常設聯盟事務局によりて之を為すべきものとす。

第3条【聯盟総会】

- 1 聯盟総会は、聯盟国の代表者を持って之を組織す。
- 2 聯盟総会は、聯盟本部所在地又は別に定むることあるべき地において定期に及び必要に応じ随時之を開く。
- 3 聯盟総会は、聯盟の行動範囲に属し又は世界の平和に影響する一切の事項をその会議において処理す。
- 4 聯盟国は、聯盟総会の会議において各一箇の表決件を有するべく、且つ三名を越えざる代表者を出すことを得。

第4条【聯盟理事会】

- 1 聯盟理事会は、主たる同盟及び連合国の代表者並びに他の四聯盟国の代表者を持って之を組織す。その該四聯盟国は、聯盟総会その裁量により随時之を選定す。聯盟総会が第一次に選定する四聯盟国においてその代表者を任命するまでは、ベルギー、ブラジル、スペイン、ギリシャの代表を以って聯盟理事会員とす。
- 2 の1 聯盟理事会は、聯盟総会の過半数の同意あるときは、聯盟理事会に常に代表者を出すべき聯盟国を追加指定することを得。聯盟理事会は、同会に代表せしむるため、聯盟総

会の選定すべき聯盟国の数を前同様の同意を以って増加することを得。

2 の 2 聯盟総会は、聯盟理事会非常任代表国の選挙に関する規則特にその任期及び再選の条件に関する規則を三分の二の多数により定むるべし。

3 聯盟理事会は、聯盟本部所在地又は別に定むることあるべき地において必要に応じ随時に且つ少なくとも毎年一回之を開く。

4 聯盟理事会は、聯盟の行動範囲に属し又は世界の平和に影響する一切の事項をその会議において処理す。

5 聯盟理事会に代表せられざる聯盟各国は、特にその利益に影響する事項の審議中、聯盟理事会会議に理事会員として列席する代表者一名の派遣を招請せらるべし。

6 聯盟理事会に代せらるる聯盟各国は、聯盟理事会会議において一箇の表決件を有するべく、且つ一名の代表者を出すことを得。

第 5 条【総会と理事会の議事】

1 本規約中又は本条約の条項中別段の明文ある場合を除くの外、聯盟総会又は聯盟理事会の会議の議決は、その会議に代表せらるる聯盟国全部の同意を要す。

2 聯盟総会又は聯盟理事会の会議における手続きに関する一切の事項は特殊事項調査委員の任命と共に聯盟総会又は聯盟理事会之を定む。

3 聯盟総会の第一回会議及び聯盟理事会の第一回会議は、アメリカ合衆国大統領之を招集すべし。

第 6 条【聯盟事務局】

1 常設聯盟事務局は、聯盟本部所在地に之を設置す。聯盟事務局には、事務総長一名並びに必要な事務官及び属員を置く。

2 第一次の事務総長は、付属書に之を指定し、その後の事務総長は、聯盟総会過半数の同意を以って聯盟理事会之を任命す。

3 聯盟事務局の事務官及び属員は、聯盟理事会の同意を持って、事務総長之を任命す。

4 事務総長は、聯盟総会及び聯盟理事会の一切の会議において、その資格にて行動す。

5 聯盟の経費は、聯盟総会の決定する割合に従い、聯盟国之を負担す。

第 7 条【聯盟本部所在地、職員、特権】

1 聯盟本部所在地は、「ジュネーヴ」とす。

2 聯盟理事会は、何時たりとも、その議決により、他の地を持って聯盟本部所在地と為すことを得。

3 聯盟に関し又はこれに附帯する一切の地位は、聯盟事務局の地位と共に、男女均しく之に就くことを得。

4 聯盟国代表者及び聯盟職員は、聯盟の事務に従事する間、外交官の特権及び免除を享有す。

5 聯盟、聯盟職員又は聯盟会議参列代表者の使用する建物その他の財産は、之を不可侵とす。

第 8 条【軍備縮小】

1 聯盟国は、平和維持のためにはその軍備を国の安全及び国際義務を共同動作を以ってす

る強制に支障なき最低限度まで縮小するの必要あることを承認す。

2 聯盟理事会は、各国政府の審議及び決定に資するため、各国の地理的地位及び諸般の事情を参酌して、軍備縮小に関する案を作成すべし。

3 その案は、少なくとも十年毎に再審議に付せらるべく、且つ更正せらるべきものとす。

4 各国政府前期の案を採用したるときは、聯盟理事会の同意あるに非ざれば、諸案所定の軍備の限度を超えることを得ず。

5 聯盟国は、民業による兵器弾薬及び軍用機材の製造が重大なる非議を免ざるものなることを認む。仍って聯盟理事会は、その製造に伴う弊害を防遏し得べき方法を具申すべし。尤も聯盟国中その安全に必要な兵器弾薬及び軍用機材を製造し得ざるものの需要に関しては、相当参酌すべきものとす。

6 聯盟国は、その軍備の規模、陸海及び空軍の企画並びに軍事上の目的に共用し得べき工業の状況に関し、充分にして隔意なき報道を交換すべきことを約す。

第9条【常設軍事委員会】

第1条及び第8条の規定の実行並びに陸海及び空軍問題全般に関しては、聯盟理事会に意見を具申すべき常設委員会を設置すべし。

第10条【領土保全と政治的独立】

聯盟国は、聯盟各国の領土保全及び現在の政治的独立を尊重し、且つ外部の侵略に対し之を擁護することを約す。右侵略の場合又はその脅威若しくは危険ある場合においては、聯盟理事会は、本条の義務を履行すべき手段を具申すべし。

第11条【戦争の脅威】

1 戦争又は戦争の脅威は、聯盟国の何れかに直接の影響あると否とを問わず、総て聯盟全体の利害関係事項たることを茲に声明す。仍って聯盟は、国際の平和を擁護するため適当且つ有効と認むる措置を執るべきものとす。この種の事変発生したるときは、事務総長は、何れかの聯盟国の請求に基づき直ぐに聯盟理事会の会議を招集すべし。

2 国際関係に影響する一切の事態にして国際の平和又はその基礎たる各国間の良好なる了解を攪乱せむとする虞あるものに付き、聯盟総会又は聯盟理事会の注意を喚起するは、聯盟各国の友誼的権利なることを併せて茲に声明す。

第12条【国交断絶に至る虞のある紛争】

1 聯盟国は、聯盟国間に国交断絶に至る虞のある紛争発生するときは、当該事件を仲裁裁判若しくは司法的解決又は聯盟理事会の審査に付すべく、且つ仲裁裁判官の採決若しくは司法裁判の判決後又は聯盟理事会の報告後三月を経過するまで、いかなる場合においても、戦争に訴えざることを約す。

2 本条による一切の場合において、仲裁裁判官の判決又は司法裁判の判決は、相当期間内に、聯盟理事会の報告は、紛争事件付託後六月以内に之をなすべし。

第13条【裁判】

1 聯盟国は、聯盟国間に仲裁裁判又は司法的解決に付し得ること能はざる時は、当該事件

全部を仲裁裁判又は司法的解決に付すべきことを約す。

2 条約の解釈、国際法上の問題、国際義務の違反となるべき事実の存否並びにその違反に対する賠償の範囲及び性質に関する紛争は、一般に仲裁裁判又は司法的解決にふしえる事項に属するものなることを声明す。

3 審理のため紛争事件を付託すべき裁判所は、第 14 条の規定により設立せられたる常設国際司法裁判所又は当事国の合意を以て定め若しくは当事国間に現存する条約の規定の定むる裁判所たるべし。

4 加盟国は、一切の判決を誠実に履行すべく、且つ判決に服する加盟国に対しては戦争に訴えざることを約す。判決を履行せざるものあるときは、加盟理事会は、その履行を期するため必要なる処置を定義すべし。

第 14 条【常設国際司法裁判所】

加盟理事会は、常設国際司法裁判所設置案を作成し、之を加盟国の採決に付すべし。その裁判所は、国際的性質を有する一切の紛争にしてその当事国の付託に係るものを裁判するの権限を有す。尚その裁判所は、加盟理事会又は加盟総会の諮問する一切の紛争又は問題に関し意見を提出することを得。

第 15 条【加盟理事会の紛争審査】

1 加盟国間に国交断絶に至るの恐れある紛争発生し、第 13 条による仲裁裁判又は司法的解決に付せられざるときは、加盟国は、当該事件を加盟理事会に付託すべきことを約す。何れの紛争当事国も、紛争の存在を事務総長に通告し、以て前期の付託を為すことを得。事務総長は、之が充分なる取調べ及び審理に必要な一切の準備を為すものとす。

2 この目的のため、紛争当事国は、成るべく速に当該事件に関する陳述書を一切の関係事実及び書類とともに事務総長に提出すべく、加盟理事会は、直ぐにその公表を命ずることを得。

3 加盟理事会は、紛争の解決に力むべくその努力効を奏したるときは、その適当と認むる所により、当該紛争に関する事実及び説明並びにその解決条件を記載せる調書を公表すべし。

4 紛争解決に至らざるときは、加盟理事会は、全会一致又は過半数の表決に基づき当該紛争の事実を述べ、公正且つ適当と認むる勧告を載せたる報告書を作成し之を公表すべし。

5 加盟理事会に代表せらるる加盟国は、何れも当該紛争の事実及び之に関する自国の決定に付き陳述書を公表することを得。

6 加盟理事会の報告所が紛争当事国の代表者を除き他の加盟理事会員全部の同意を得たるものとなるときは、加盟国は、その報告書の勧告に応ずる紛争当事国に対し戦争に訴えざるべきことを約す。

7 加盟理事会において、紛争当事国の代表者を除き、他の加盟理事会員全部の同意ある報告書を得るに至らざるときは、加盟国は、正義公道を維持するため必要と認むる処置を執るの権利を留保す。

8 紛争当事国の一国において、紛争が国際法上専らその当事国の管轄に属する事項に付き生じたるものなることを主張し、加盟理事会之を是認したるときは、加盟理事会は、その旨を報告し、且つ之が解決に関し何等の勧告をも為さざるものとす。

9 加盟理事会は、本条による一切の場合において紛争を加盟総会に移すことを得。紛争当事国一方の請求ありたるときは、亦之を加盟総会に移すべし。但し右請求は、紛争を加盟理事会に付き託したる後十四日以内に之をなすことを要す。

10 聯盟理事会の行動及び権限に関する本条及び第 12 条の規定は、聯盟總會に移したる事件に関し、総て之を聯盟總會の行動及び権能に適用す。但し紛争当事国の代表者を除き聯盟理事会に代表せらるる聯盟各国代表者及びその余過半数聯盟国の代表者の同意を得たる聯盟總會の報告書は、紛争当事国の代表者を除き他の聯盟理事会員全部の同意を得たる聯盟理事会の報告所と同一の効力を有するものとす。

第 16 条【制裁】

1 第 12 条、第 3 条又は第 15 条による約束を無視して戦争に訴えたる聯盟国は、当然他の総ての聯盟国に対して戦争行為を為したるものと看過す。他の総ての聯盟国は、之に対し直ちに一切の通商上又は金融上の関係を断絶し、自国民と違約国国民との一切の交通を禁止し、且つ聯盟国たると否とを問わず他の総ての国の国民と違約国国民との間の一切の金融上、通商上又は個人的交通を防遏すべきことを約す。

2 聯盟理事会は、前項の場合において聯盟の約束擁護のため使用すべき兵力に対する聯盟各国の陸空又は空軍の分担程度を關係各国政府に提案するの義務あるものとす。

3 聯盟国は、本条により金融上及び經濟上の措置を執りたる場合において之に基づく損失及び不便を最小限度に止むるため相互に支持すべきこと、連盟の一国に対する違約国の特殊の措置を抗拒するため相互に支持すべきこと、並びに聯盟の約束擁護のため協力する聯盟国軍隊の版図内通過に付き必要な処置を執るべきことを約す。

4 聯盟の約束に違反したる聯盟国については、聯盟理事会に代表せらるる他の一切の聯盟国代表者の聯盟理事会における一致の表決を以て、聯盟より之を除名する旨を声明することを得。

第 17 条【非聯盟国の關係する紛争】

1 聯盟国と非聯盟国との間又は非聯盟国相互の間に紛争を生じたるときは、この種の紛争解決のため聯盟国の迫べき義務をその非聯盟国が聯盟理事会の正当と認むる条件を以て受諾することを之に勧誘すべし。勧誘の受諾ありたる場合においては、第 12 条乃至第 16 条の規定は、聯盟理事会において必要と認むる修正を加えて、これを適用す。

2 前項の勧誘を為したるときは、聯盟理事会は、直ちに紛争事情の審査を開始し、当該事情の下において最善且つ最有効と認むる行動を勧告すべし。

3 勧誘を受けたる国がこの種の紛争解決のため聯盟国の負うべき義務の受諾を拒み、聯盟国に対し戦争に訴える場合においては、第 16 条の規定は、その行動を執る国に之を適用す。

4 勧誘を受けたる紛争当事国の双方がこの種の紛争解決のため聯盟国の迫べき義務の受諾を拒む場合においては、聯盟理事会は、敵対行為を防止し紛争を解決すべき措置及び勧告をなすことを得。

第 18 条【条約の登録】

聯盟国が将来締結すべき一切の条約又は國際約定は、直ちに之を聯盟事務局に登録し、聯盟事務局は成るべく速にこれを公表すべし。右条約又は國際約定は、前記の登録を了するまで、その拘束力を生ずることなかるべし。

第 19 条【条約の再審議】

聯盟總會は、適用不能となりたる条約の再審議又は継続の結果世界の平和を危殆ならしむ

べき国際状態の審議を随時聯盟国に聳進することを得。

第 20 条【規約と両立しない国際約定】

- 1 聯盟国は、本規約の条項と両立せざる聯盟国相互間の義務又は了解が各自国の関する限り総て本条約により廃棄せらるべきものとなることを承認し、且つ今後本規約の条項と両立せざる一切の約定を締結せざるべきことを誓約す。
- 2 聯盟国と為る以前本規約の条項と両立せざる義務を負担したる聯盟国は、直ちにその義務の解除を得るの処置を執ることを要す。

第 21 条【局地的了解】

本規約は、仲裁裁判条約の如き国際約定または「モンロー」主義の如き一定の地域に関する了解にして平和の確保を目的とするものの効力に何等の影響なきものとす。

第 22 条【委任統治】

- 1 今次の戦争の結果従前支配したる国の統治を離れたる植民地及び領土にして近代世界に激甚なる生存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の居住するものに対しては、その人民の福祉及び發達を計るは、文民の真正なる使命なること、及びその使命遂行の保障は本規約中に之を包容することの主義を適用す。
- 2 この主義を実現する最善方法は、その人民に対する後見の任務を先進国にして資源、経験又は地理的位置により最もこの責任を引き受くるに適し且つ之を受諾するものに委任し、之をして連盟に代わり受任国として右後見の任務を行はしむるに在り。
- 3 委任の性質については、人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟状態その他類似の事情に従い差異を設くることを要す。
- 4 従前トルコ定国に属したるある部族は、独立国として仮承認を受けうる發達の程度に達したり。尤もその自立しうる時期に至るまで、施政上受任国の助言及び援助を受くべきものとす。前記受任国の選定については、主として当該部族の希望を考慮することを要す。
- 5 他の人民特に中央アフリカの人民は、受任国においてその地域の施政の責に任ずべき程度に在り。尤も受任国は、公の秩序及び善良の風俗に反せざる限り良心及び信教の自由を許与し、奴隷売買または武器若しくは火酒類の取引の如き弊習を禁止し、並びに築城または陸空軍の根拠地の建設及び警察または地域防衛以外のためにする土民の軍事教育を禁遏すべきことを保障し、且つ他の聯盟国の通商貿易に対し均等の機会を確保することを要す。
- 6 西南アフリカ及びある南太平洋諸島の如き地域は、人口の希薄、面積の狭小、文明の中心より遠きこと又は受任国領土と隣接せることその他の事情により受任国領土の構成部分としてその国法の下に姿勢を行うを以って最善とす。但し受任国は、土著人民の利益のため前記の保証を与うることを要す。
- 7 各委任の場合において、受任国は、その委託地域に関する年報を聯盟理事会に提出すべし。
- 8 受任国の行う権限、管理又は施政の程度に関し、予め聯盟国間に合意なきときは、聯盟理事会は、各場合に付き之を明定すべし。
- 9 受任国の年報を受理審査せしめ、且つ委任の実行に関する一切の事項に付き聯盟理事会に意見を具申せしむるため、常設委員会を設置すべし。

第 23 条【人道的、社会的、經濟的任務】

同盟国は、現行又は将来協定せらるべき国際条約の規定に遵由し、

- (イ) 自国内において及びその通商産業関係の及ぶ一切の国において、男女及び児童のために、公平にして人道的なる労働条件を確保するに力め、且つ之がため必要なる国際機関を設立維持すべし。
- (ロ) 自国の監理に属する地域内の土著住民に対し、公正なる待遇を確保することを約す。
- (ハ) 婦人及び児童の売買並びに阿片その他の有害薬物の取引に関する取極めの実行に付き、一般監視を同盟に委託すべし。
- (ニ) 武器及び弾薬の取引を共通の利益上取締るの必要ある諸国との間におけるその取引の一般監視を同盟に委託すべし。
- (ホ) 交通及び通過の自由並びに一切の同盟国の通商に対する公平なる待遇を確保するため方法を講ずべし。右に関しては、1914年乃至1918年の戦没中荒廢に歸したる地域の特殊の事情を考慮すべし。
- (ヘ) 疾病の予防及び撲滅のため、国際利害関係事項に付き措置を執るに力むべし。

第24条【国際事務局】

- 1 一般条約による既設の国際事務局は、当該条約当事国の承諾あるにおいては、総て之を連盟の指揮下に属せしむべし。国際利害関係事項処理のため今後設けらるべき国際事務局及び委員会は、総て之を連盟の指揮下に属せしむべきものとす。
- 2 一般条約により規定せられたる国際利害関係事項にして国際事務局又は委員会の管理に属せざるものに関しては、同盟事務局は、当事国の請求に基づき同盟理事会の同意を得てその一切の関係情報を蒐集頒布し、その他必要又は望ましき一切の援助を与うべし。
- 3 同盟理事会は、同盟の指揮下に属せしめたる事務局又は委員会の経費を同盟事務局の経費中に編入することを得。

第25条【赤十字篤志機関】

同盟国は、全世界に互り健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減を目的とする後任の国民赤十字篤志機関の設立及び協力を奨励促進することを約す。

第26条【改正】

- 1 本規約の改正は、同盟理事会を構成する代表者を出す同盟各国及び同盟総会を構成する代表者を出す過半数同盟国を批准したるとき、その効力を生ずるものとす。
- 2 右改正は、之に不同意を表したる同盟国を拘束することなし。但しこの場合において当該国は同盟国たらざるに至るべし。

カイロ宣言

(日本国ニ関スル英、米、華三国宣言)

日本政治・国際関係データベース

東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室

[文書名] カイロ宣言（日本国ニ関スル英、米、華三国宣言）

[場所] カイロ

[年月日] 1943年11月27日

[出典] 日本外交主要文書・年表（1），55 - 56頁．条約集第26集第1巻，9 - 10頁．

[全文]

「ローズヴェルト」大統領，蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般の声明発セラレタリ

「各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟国ハ海路，陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ズ又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト竝ニ満洲，台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及食欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スベシ」

ポツダム宣言

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

（千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ）

一、吾等合衆国大統領、中華民國政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合軍ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結

果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続き統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ联合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ联合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

侵略の定義に関する決議

国際連合総会

決議 3314

日付： 1974 年 12 月 14 日

形式： 総会決議

会合： 29 回

侵略の定義に関する決議（しんりやくのていぎにかんするけつぎ、国連総会決議 3314、英語:United Nations General Assembly Resolution 3314 on the Definition of Aggression）は、1974年12月14日に国際連合総会の第29回総会で採択された侵略の定義に関する決議。略称は、UNGA Res.3314。

概要

侵略の定義に関する決議はその第1条で侵略を「国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であって、この定義に述べられているものをいう」と定義している[1]。この定義について、最も掘り下げた議論を行った国際刑事裁判所締約国会議の侵略犯罪に関する特別作業部会では、侵略の定義に関する決議の第1条及び第3条（侵略行為の定義）を参照して適用する案についてその運用段階の議論が行われた。しかし、侵略の定義に関する決議は国際連合安全保障理事会が侵略の事実の有無を認定する際の指針という性質を持つため、公開協議の場では侵略の定義に関する決議を直接参照することについては慎重論が根強く、日本政府も同様の懸念を表明した（→日本の見解）。

2010年6月11日、カンパラで開かれたローマ規程再検討会議において、侵略の定義に関する決議の内容に一致した定義に規程独自の定義を付加し、管轄権行使の諸要件と手続きをも含めた改正条項を採用する決議（RC/Res.6）が参加国111カ国のコンセンサスにより採択された[2]。この時、日本政府は投票には参加しなかったものの、コンセンサスを妨げることにはなかった[3]。但し、同改正は2012年5月14日現在、発効していない（→侵略犯罪）。

主な条文

第1条

（侵略の定義）

侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であって、この定義に述べられているものをいう。

第2条

（武力の最初の使用）

国家による国際連合憲章に違反する武力の最初の使用は、侵略行為の一応の証拠を構成する。ただし、安全保障理事会は、国際連合憲章に従い、侵略行為が行われたとの決定が他の関連状況（当該行為又はその結果が十分な重大性を有するものではないという事実を含む。）に照らして正当に評価されないとの結論を下すことができる。

第3条

（侵略行為）

次に掲げる行為は、いずれも宣戦布告の有無に関わりなく、二条の規定に従うことを条件として、侵略行為とされる。

(a) 一国の軍隊による他国の領域に対する侵入若しくは、攻撃、一時的なものであってもかかる侵入若しくは攻撃の結果もたらせられる軍事占領、又は武力の行使による他国の全部若しくは一部の併合

- (b) 一国の軍隊による他国の領域に対する砲爆撃、又は国に一国による他国の領域に対する兵器の使用
- (c) 一国の軍隊による他国の港又は沿岸の封鎖
- (d) 一国の軍隊による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に関する攻撃
- (e) 受入国との合意にもとづきその国の領域内にある軍隊の当該合意において定められている条件に反する使用、又は、当該合意の終了後のかかる領域内における当該軍隊の駐留の継続
- (f) 他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国家の行為
- (g) 上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装した集団、団体、不正規兵又は傭兵の国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与

<参考> 村山談話、河野談話は本ホームページに8月7付けで掲載しています。